



住所異動の「休日・延長窓口」の開設について

令和5年3月17日

<問い合わせ先>

担当：市民課管理係 佐浦

直通電話：0248(88)9134

報道機関各位

3月と4月は、住民異動などの手続きで市役所窓口が混雑するため、市では臨時窓口を下記のとおり開設します。記事掲載くださるようお願いいたします。

記

1 休日窓口 ①開設日 3月26日(日) 4月1日(土)

②時間 午前9時～午後4時

2 延長窓口 ①開設日 3月27日(月)、28日(火)、30日(木)

②時間 午後5時15分～午後7時

3 開設する窓口

市民課・保険年金課・こども課・社会福祉課・長寿福祉課(市役所1階各課窓口)

※社会福祉課は延長窓口のみ開設します。

4 業務内容

住民異動届とそれに伴う国民健康保険、児童手当、こども医療に関する手続きなど。

詳しくは別紙のちらしをご覧ください。

※内容により、全ての手続きを当日中に完了できない場合があります。

